

# 社協だより

第142号 11月 年6回発行  
令和2年

5月、7月、9月、11月、1月、3月

ご存知ですか？

## 障害者週間 12月3日～9日

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。(内閣府HP抜粋)

どのような障がいがあるの？

障がいや障がい者への理解を深め、

共に生きる社会の実現を目指しましょう。

**視覚障がい**

**聴覚・平衡機能障がい**

**高次脳機能障がい**

**精神障がい**

音声・言語・咀嚼機能障がい

**肢体不自由**

脳の一部を損傷したことにより、思考や言語など脳機能の一部に不自由が生じる障がい

統合失調症やうつ病、依存症等の精神機能の障がい

**内部障がい**

内臓の機能や免疫機能が弱まる等、体の内部に起こる障がい

**知的障がい**

知的機能と適応機能の低下が18歳までに現れる障がい

**パラバドミントンで、世界の舞台の頂点を目指して**



鴻巣市出身のパラバドミントン長島選手にインタビュー!!

詳しくはHPをご覧ください。



パラバドミントン 長島 理 選手  
【クラス：WH1(車いす)】

©2020JPBF

※社会福祉協議会では、法律等に表記されていない

「障害」の表記については、「障がい」としています。

### 社会福祉協議会で運営している障害福祉サービス事業所

指定管理者制度により4箇所の障害福祉サービス事業所を管理運営しています。  
各事業所の自主製品をご紹介します!! どの製品も利用者の方々が生懸命に製作しています。

あしたば 第一作業所



陶芸品

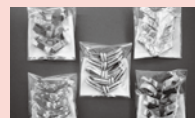


刺し子ふきん

あしたば 第二作業所



リサイクル石鹸



手芸品

吹上太陽の家



陶芸品



手すきはがき

川里ポプラ館



クッキー



エコトレイ

☆社協だよりは、「社会福祉協議会会費」及び「赤い羽根共同募金」を活用し、自治会のご協力により配布されています。

発行 社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田 4211 番地1 (鴻巣市総合福祉センター内) TEL 048-597-2100  
FAX 048-597-2102 ホームページ <http://www.konosu-syakyo.or.jp/>



社協ホームページはこちらから

# 障がいのある方のくらしをサポートする事業紹介

～くらしに寄りそい支え合う～

## 車いすのまま乗車できる車両の貸出 (障害者用送迎自動車貸出)

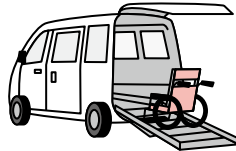
障がいのある方で、移動手段に常時車いすを利用されている方、外出の際に車いすを利用されている方に車両を貸出

♥貸出・返却：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(年末年始、土・日曜日、祝日除く)

♥貸出期間：3日以内

♥利用料金：運行経費1kmあたり10円

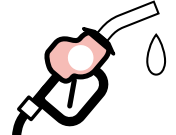
※リクライニング機能付の車いすや  
車いすの大きさなどで乗車  
できない場合があります



## 自動車の燃料費の一部を助成 (重度心身障害者自動車燃料費助成)

- ①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1・2級の障がいがある方に助成
- ②療育手帳の交付を受けている方で、㊤・Aの障がいがある方に助成

♥助成額：1ヶ月につき1枚の割合で助成券を  
交付します(年間12枚まで)  
助成券1枚につき700円を助成



## 車いす貸出

歩行が困難な高齢者や障がいのある方、または、ケガ等で  
一時的に歩行が困難な方に車いすを貸出

♥貸出期間：1週間以内

♥利用料金：無料



## 視覚障がい者ガイドヘルパー派遣

外出が困難な視覚障がい1・2・3級のいずれかの身体  
障害者手帳の交付を受けている方に対しガイドヘル  
パーを派遣

♥利用範囲：原則、埼玉県内

♥利用内容：通院、買い物、会合への参加等、社会参加  
の促進に必要と認められること

♥利用時間：原則、午前9時～午後5時

♥利用料金：無料※但し交通費、入場料、  
参加費等は利用者の負担



## 鴻巣市地域支え合い事業「思いやりの輪」

日常生活を送る上で、援助が必要な方(高齢者、障が  
いがある方、産前産後の方など)が家事等の困りごとを  
協力会員がお手伝いをする「住民同士の支え合い」

♥利用時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
(年末年始、土・日曜日、祝日休み)

♥利用料金：1時間700円  
(以後、30分ごとに350円)

※利用会員としての登録が必要になり  
職員がお伺いし状況などをお聞きします



## 手話通訳派遣

聴覚障がいの方が、家庭や地域、社会でコミュニ  
ケーションを円滑に行えるように手話通訳者を派遣

♥利用範囲：原則、埼玉県内

♥利用内容：医療、教育、生活、職業等

♥利用時間：原則、午前7時～午後10時

♥利用料金：無料※但し入場料や参加費等は利用者の負担

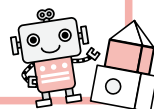


## おもちゃ図書館

障がいのある方や発達に心配のあるお子さんが、おもちゃ  
を通して楽しく安全に気がねなく遊べる場として開設  
また、保護者の方などの交流の場としても活用

♥利用時間

午前9時～午後5時(年末年始、祝日除く)



## 成年後見サポート

認知症・知的障がい・精神障がい  
などにより判断能力が不十分な人を  
保護し、支援することを目的とした  
意思決定の支援



## 福祉サービス利用援助 (あんしんサポートねっと)

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がい  
のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に  
訪問して、福祉サービス利用の援助や暮らしに必要な金  
銭の出し入れをお手伝い

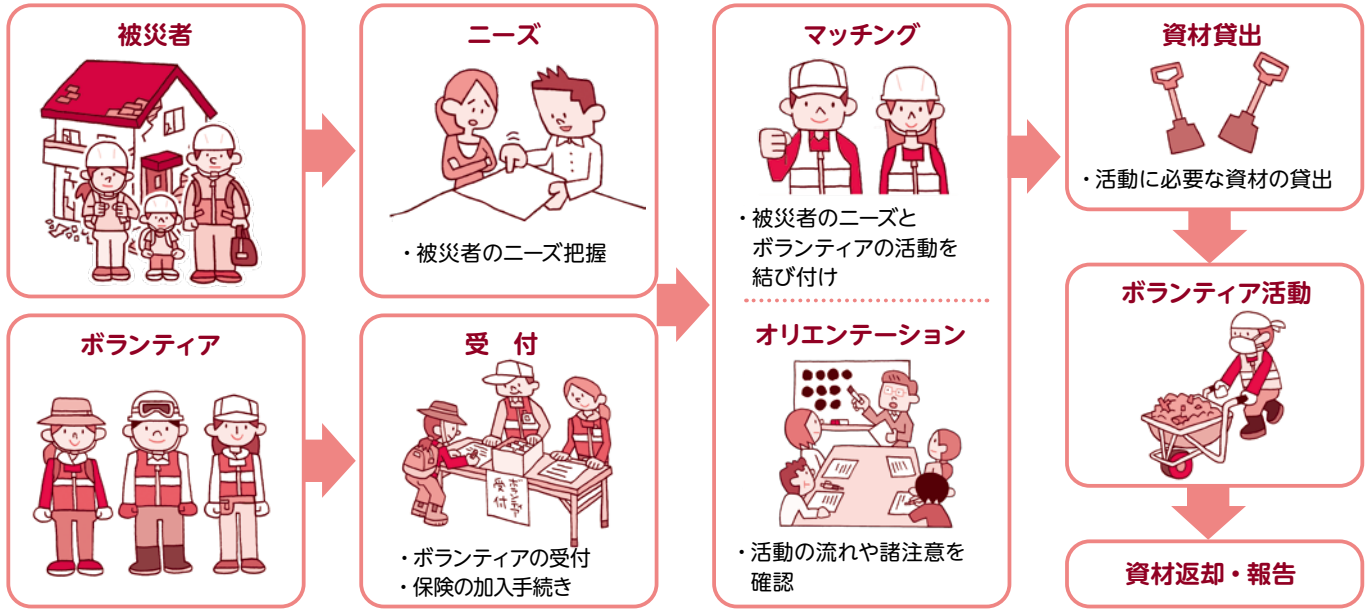
# 災害ボランティアセンターを立ち上げます

社会福祉協議会では、大規模災害が発生した場合、市の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、その運営を行います。

被災者が抱える課題解決に向けて、ボランティアとともに復興を支援します。また、ボランティアが円滑に活動できるよう調整を行います。

社会福祉協議会では、災害に備えて、毎年1回、職員を対象とした災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しています。

## 活動内容



## “サロン(再開)だよ！！みんな集合♪”

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一時的に休止を余儀なくされていた“サロン活動”が、新しい生活様式に合わせた知恵や工夫を出し合いながら、みんなの協力で少しずつ再開されています。

### 消毒

～ブッシュが安心の第一歩～



みんなで協力して、注意をしながらサロンの再開することに決めました。

### マスク

～外出の時には必ず着用、必需品～



久しぶりの再会に“ドキドキ”しちゃったわ

### 距離

～体は離れていても、気持ちは隣に～



休止の期間中に届いたお手紙が嬉しかったよ

### 換気

～空気の入替えを忘れず～



皆さんの思いが再開の後押しに！

## 3つの“自己”に気をつける

1. 自己管理…日頃から、自分の体調を管理しましょう。
2. 自己（事故）防止…自分（相手）が感染しないように防止しましょう。
3. 自己責任…自分の意志で決めたなら、最後まで責任をもちましょう。

社会福祉協議会では、サロン活動の相談や助成金のご案内をしております。詳しくは、お問合せください。

特技を活かしてみませんか？

## 協力会員 大募集

### 鴻巣市地域支え合い事業 「思いやりの輪」

日常生活を送る上で、援助が必要な方（高齢者、障がいがある方、産前産後の方など）が家事等で困っていることのお手伝いをする“住民同士の支え合い活動”です。

料理が得意♪ お部屋をピカピカにすると気持ちいい♪ 聞き上手

**資格は必要ありません。皆さんの経験と知識で活動できます!!**

**活動内容** 食事の支度、掃除、洗濯、衣類のつくろい、通院や散歩の付き添い、代筆や代読、話し相手など。

**活動時間** 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（年末年始、土・日曜日、祝日休み）

※事前に活動日と時間を調整するため、急な活動はありません。

**活動費** 1時間の活動で700円・30分の活動で350円

**問合せ** 地域福祉課 TEL 048-597-2100 FAX 048-597-2102

## 「心の『密』は絶やさない。共同募金」

10月1日から全国一斉に共同募金運動がスタートし、鴻巣市においても自治会・町内会を通じた戸別募金をはじめ、法人募金、職域募金による募金活動を行っています。

また、下記の団体の皆さまのご協力により、街頭募金活動を行いました。

募金にご協力いただいた皆さまに御礼を申し上げます。

### ●街頭募金協力団体（敬称略）

● 鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会

● ボーイスカウト鴻巣第4団

● ボランティア団体活動助成金交付団体有志

● 鴻巣地区仏教研究会



## 一時的な資金の特例貸付に関するご案内（①②共に新型コロナウイルス感染症による影響に起因すること）

ご相談の際は事前にご連絡ください。また貸付には埼玉県社会福祉協議会による審査があります。

### ①主に休業された方向け（緊急小口資金）

対象者	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯		
貸付上限額	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内。その他の場合、10万円以内		
据置期間	1年以内	償還期限	2年以内
貸付利子	無利子	保証人	不要

### ②主に失業された方向け（総合支援資金）

対象者	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯		
貸付上限額	(単身) 月15万円以内 (2人以上) 月20万円以内		
貸付期間	原則3か月以内		
据置期間	1年以内	償還期限	10年以内
貸付利子	無利子	保証人	不要
※10月1日より「償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意すること」が必要。			

問合せ：地域福祉課

TEL 048-597-2100 FAX 048-597-2102

## 吹上地域福祉センター『一部業務』の見直しについて

10月1日より業務の見直しを以下のとおり行いました。ご理解のほど、よろしくお願いします。

### ◎吹上地域福祉センターで行う主な業務

- ・支部社会福祉協議会への支援
- ・福祉委員活動に関する業務
- ・食事サービス事業
- ・ふれあい運動会 等

### ◎見直しにより本部で行う主な業務

- ・ボランティアセンターに関する業務  
(ボランティアに関する相談・支援、保険に関する業務、福祉体験学習における講師の調整等)
- ・地域支え合い事業「思いやりの輪」に関する業務  
(家事援助の依頼調整、登録に関する業務)

## 新型コロナウイルス感染症予防のためのマスクを寄贈いただきました。（敬称略）

マスクは、社会福祉協議会の事業や子ども食堂を通じて必要とされている方々に配布し、有効活用いたします。

- 手作りマスク多数 反町 恵子

## ～社協へのご厚意ありがとうございました～

令和2年8月21日～令和2年10月20日  
(順不同 敬称略)

近藤 充夫	2,000円	岩上 茂((株)直徳)	20,000円
(株)アサヒコミュニケーションズ社員一同	11,822円	栗原 昌子	30,000円
加藤 千江子	50,000円		